

東京オリンピック・パラリンピック入札談合刑事事件東京高裁（控訴審）判決**【文 献 種 別】** 判決／東京高等裁判所**【裁判年月日】** ①令和 7 年 5 月 8 日（博報堂）、②令和 7 年 6 月 3 日（セレスポ）、
③令和 7 年 7 月 31 日（電通）、④令和 7 年 10 月 2 日（東急）**【事 件 番 号】** ①令和 6 年（う）第 1389 号、②令和 7 年（う）第 161 号、
③令和 7 年（う）第 321 号、④令和 7 年（う）第 798 号**【事 件 名】** 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反被告事件（東京オリンピック・パラリンピック刑事事件）**【裁 判 結 果】** 有罪・控訴棄却**【参 照 法 令】** 独占禁止法 3 条**【掲 載 誌】** 裁判所ウェブサイト

◆ LEX/DB 文献番号① 25574317、② 25574391、③ 25623435、④ 25574553

同志社大学教授 瀬領真悟

事実の概要

①・④事件を参照しつつ②・③事件を中心に検討するが、本件は、第 32 回オリンピック競技大会（2020／東京）及び東京 2020 パラリンピック競技大会（両大会を合わせ「大会」とする）入札につき、7 事業者（以下「7 社」）従業員らが、発注者の組織委員会幹部職員や、その意を受けた特定事業者の従業員らを通じるなどして行った入札談合につき刑事告発された独禁法違反事件である。談合対象は、競技運営の計画・実施業務である。業務には、計画立案等業務（以下「本件計画業務」。本稿では①業務）と実施等業務（以下「本件実施業務」。本稿では②業務）があり、その後の本大会運営等業務（以下「本件本大会業務」。本稿では③業務）まで、会場・競技（以下「会場案件」）毎に、①業務は一般競争入札、②業務・③業務は特別契約と称される随意契約で発注された（会計処理規程に基づき競争入札を原則にし、他の方法は例外に当たる必要があるとされていた）。組織委員会は、①業務落札事業者に対し、②業務及び③業務をも発注するとしていた（①②③を合わせ①業務等とし、この発注方針を「本方針」とする）。

被告（控訴）会社 X（電通）は、広告代理業等事業者であり、被告（控訴）人 A は X 従業員で、大会に関し契約受注等関連業務（以下「受注関連業務」）に従事した。A は組織委員会大会準備運営第一局次長等として発注等業務に従事していた

C（発注者側）とともに、受注関連業務に関する 7 社従事者等と、7 社業務に関し面談等の方法により、①業務等につき 7 社の受注希望等を考慮し受注予定事業者を決定し、基本的に当該受注予定事業者のみが①業務に係る入札に参加することなどを合意した上（本件基本合意）、C は、①業務の入札発注決定を受け、各事業者実績等を把握し、受注してもらいたい競技伝達や意向取り纏めなどの調整を要すると考え、A ら X の従業員らと打ち合わせ、C や X の従業員らで、X を除く 7 社を含む複数事業者従業員らと順次面談等のやり取りを行うこととした。C や A らは、大会運営実績等を持つ事業者一覧表を作成し、面談等結果を踏まえ、C の意向等も考慮し、一覧表を修正し打合せを経て面談結果等を集約し、C が各事業者との間で①業務の入札行動、協業体制等につき認識の一致した会場案件につき整理するなどして一覧表を最終更新し、基本合意に従って①業務について受注予定事業者を決定するなどした。全 26 会場中 24 の受注者、16 会場の入札者参加者（1 者のみの参加）は C の意向に沿ったものとなった。例外の 2 件を除き、①業務受注業者が、②・③業務を随意契約により受注した。

判決の要旨**1 意思の連絡と一定の取引分野**

不当な取引制限罪成立には、「複数事業者間で

取決めに基づいた行動をとることを認識ないし予測し、これと歩調を合わせるという意味の連絡が必要と解される」、「意思の連絡があるというためには、事業者相互間で拘束し合うことを明示して合意することまでは必要でなく、直接又は特定の者を媒介として、相互に他の事業者の入札行動等に関する行為を認識して、暗黙のうちに認容することで足りると解され」、「本件基本合意をした際、組織委員会において、本件計画業務を受注した事業者と同一の事業者が本件実施業務及び本件本大会業務を受注することを基本的な方針としており、各事業者においても、そのような受注となる可能性が相当高いことを前提として、自らの受注の可能性を高めるためCの意向に沿って入札行動等をとることを相当程度の確実性をもって相互に認識ないし予測した上で、自らも歩調を合わせた入札行動等を行う意思を共有していたといえるから、本件基本合意の対象である『一定の取引分野』に本件実施業務及び本件本大会業務も含まれると認定するに十分である。」

2 「共同して」「相互に」

原判決の「共同して」「相互に」の解釈が、多摩談合事件判決（最一小判平24・2・22民集66巻2号796頁）に依拠し「事案の相違と行政処分事件での事例で、構成要件解釈の客観性と自然人個人の犯罪の実行行為の特定が求められる刑事事件に適用する余地はない」等の控訴人側主張に対し、高裁は、「同判決が独禁法の行政処分における不当な取引制限規定の適用に関する限界事例であり、刑事事件に適用する余地もないとの点は、そのように解すべき合理的理由は見いだし難く」、「同判決は事例判断ではあるが、本件との差異に関し所論の指摘する点を考慮しても、同判決の示した解釈が本件に適用できないとはいえない。」

3 事業活動の拘束（②判決の該当部分）

「原判決は、被告人（注：セレスポ）や他の事業者の従業者らは、B（注：③判決のC、以下同）の意向に沿うことで希望する競技について受注の可能性が高まると認識し、他の事業者もBの意向に沿うことを相当程度確実と予測した上で、実際にBの意向に沿って他の事業者と調整を試み、入札するなどした旨を認定しているのであり、これをもって、Bの意向に沿った『協議』が行われる必要があったとし、各事業者がこれに制約されたと評価したものと解される。」

判例の解説

東京五輪談合関連刑事事件4件は、地裁有罪判決控訴審で控訴は全て棄却された。解説は、2件（電通③事件・セレスポ②事件）の判示を主に取り上げ、他2件も必要に応じ参照する。事案の特徴は、継続性のない1回限りの単発イベントといってよい入札で、発注側職員Cによる発注方式伝達や入札参加者意思確認等がAとともに行われ、CとAの行動を介し参加者間での意思の連絡を認定した点にある。Cは共同正犯として有罪が確定した（東京地判令5・12・12審決集70巻613頁）。電通に関して、最高裁上告棄却決定（最決令7・12・9）による罰金等の確定（自然人従業員も同様）後、罰金額3億円の半額が課徴金から控除減額された（公取委課徴金額変更決定令8・3・11公取委HP）。

一 意思の連絡概念と認定

談合事件の意思の連絡解釈は、東芝ケミカル価格カルテル事件判決（東京高判平7・9・25審決集42巻393頁）を先例とし、本高裁判示も同様である。本件の特徴は、意思の連絡が「特定の者を媒介して」成立し、認定された点にある。基本合意を意思の連絡とする談合事件では、合意の事前事後の事実や個別調整行為を間接証拠とし、合意成立前プロセスに重点を置く事案や市場構造等の客観的事実¹⁾や個別入札での非競争的ルール等の存在等²⁾による事案がある。本件は、合意成立前プロセス重点事案だが、事業者間会合や相互の情報交換等を立証の中心とはせず、発注者側との面談や事業実績あるX従業員A等の調整行為利用に重点を置く媒介型である。

法運用早期に競争者が媒介したカルテル事件³⁾はあった。最近では「事業者が一堂に会するなどして話し合いを行うことまでの必要はなく、このうち一部の事業者又は第三者を介するなど⁴⁾した意思の連絡認定が容認されており、本件も競争者や第三者（非競争者）の媒介でも、参加者間意思の連絡認定可能性の再確認に意義がある。

実務上第三者等媒介の場合も、意思の連絡認定には参加者間相互認識認容認定を要する（不成立の場合、私的独占処理等の検討が可能⁵⁾）。相互認識認容立証には内容や程度が問題となるが、判例実務は「概括的認識⁶⁾」や「抽象的、包括的なもの⁷⁾」でもよいとする。②事件判示では、談合参

加者が、CやX従業者らとのメール・面談「内容等に照らし」、Cが他事業者とも面談等を行い、意向提示等を行っているであろうと「認識ないし予測し」、他の事業者も「受注したいと考えていることは当然想定し得た」のであり、他事業者が受注可能性を高めるため、C「の意向に沿って入札等に向けた行動等をとることを相当程度の確実性をもって相互に予測していた」とした地裁判決（東京地判令6・12・18 審決集71巻433頁）を肯定する。②事件判示は、①被告人らの面談・連絡行為と他事業者への同様の行為の広がりについての談合参加者間での相互認識から、②事業の性格を踏まえ他事業者も同様な行動等を取ることを予測が相互的となっていたとしており、被告人らの面談等により談合参加者間での共通認識の確実性が高まったことも示す。事実認定では媒介者による談合ルール提示や参加者相互の認識等の伝達はないので、合意内容で具体的なものが示された事案ではなく、連絡行為等の広がりや単発イベントとしての事業の性格なども踏まえて協調行動を取るとの相互認識形成が認定されるという特徴がある。第三者媒介による意思連絡認定には、参加者間接触や合意の存在等を要するとの解釈もあり得る。②事件判示は、面談等を通じCが望む事業者名を示した場合等に各事業者が「当該別の事業者と打合せを」した参加者間接触を認定し、「自らも他の事業者と歩調を合わせ、Bの意向に沿った入札行動等を行う意思を共有したと」しており、②事件判示での媒介者経由での意思連絡認定は、この事実認定にも依拠しているとみることもできる⁸⁾。このように、参加者間接触を認定しつつ媒介による相互認識認定を認定した高裁判断は妥当である。

二 ハブ・アンド・スポーク（Hub and Spoke, H&S）型合意・共謀との関係

参加者間で直接的接触や情報交換がなく、「特定の者を媒介」し意思の連絡が認定された本件をH&S型合意とする指摘がある⁹⁾。意思の連絡は、参加者間での相互認識認定を必須とするので、媒介者と参加者の一対一の認識認定のみでは、参加者間での不当な取引制限は成立しない。競争者も非競争者も、媒介者たりうるが、H&S型合意の典型は、「垂直的関係にある共通の需要者又は供給者（ハブ）を介し、競争者間で連絡を取り合う

のではなく、共通の需要者又は供給者（ハブ）と各競争者間の一連の垂直的な合意（スポーク）に基づき水平的な合意（リム）を形成すること」とされ¹⁰⁾、非競争者も規制対象となる前提である。日本法は、新聞販路協定事件判決（東京高判昭28・3・9 審決集4巻145頁）の事業者・相互拘束解釈で、非競争者を不当な取引制限規制対象から排除してきたが、近年、非競争者も当事者とする法適用が展開される¹¹⁾。本件で、媒介者であるX（電通）及びAは他の参加事業者と競争関係にあり、次長Cは発注者であるため、本論点検討の必要性は薄く、競争者間合意に発注者側の意向や特定競争者が仲介機能を果たした事実が重要である。H&S型合意の場合、ハブ・スポーク間垂直合意とスポーク間水平合意が区別され、現行実務で7社を3条後段違反に問うには水平合意認定を行うことが標準だが、ハブ機能の一端をになった電通とスポークに当たる他の参加者は競争者で、他にハブ機能を担った次長は発注者なので、②事件判旨は、7社は次長を「介するなどして、相互に他の事業者の入札行動等に関する行為を認識し、暗黙のうちに認容したと評価することができ、他の事業者との間で意思の連絡をしていたと認められ」、7社間で「受注予定事業者を決定することなどを合意」したとして次長・参加者間の垂直合意、電通と他の参加者間の個別合意と電通以外の6社間合意の存在を特に区別せず、（電通を含む）7社間相互認識認定を認定する。本件事実は、典型的H&S型合意とは異なる内容を持つので、その点を意識せず水平合意としての意思の連絡を認定した判旨の解釈結論は妥当である¹²⁾。

三 多摩談合最高裁判決の先例性——2条6項要件構造の捉え方

独禁法では同一行為で行政・刑事事件処理が並行し、2条6項解釈等で異同が生じうる（例：共同遂行に関する取扱い。防衛庁石油製品談合事件・東京高判平16・3・24 審決集50巻915頁等参照）¹³⁾。

②事件では、刑事事件の構成要件解釈の客観性と自然人の犯罪実行行為特定要請を理由に、行政事件である多摩談合最高裁判決の「共同性」「相互に」解釈の適用否定を控訴人側が主張した。②事件判旨は、多摩談合事件が行政処分での不当な取引制限規定適用の限界事例で、「刑事事件に適

用する余地もない」と解すべき「合理的理由は見だし難く」、「同判決は事例判断ではあるが、本件との差異に関し……同判決の示した解釈が本件に適用できないとはいえない」とし、行政・刑事事件での意思の連絡概念の共通解釈を明示的に支持した。

多摩談合最高裁判決は、「基本合意の成立により……同項にいう『共同して……相互に』の要件も充足する」と判示した。当時の標準的理解では、「共同して」と「相互拘束」は別要件と解され、意思の連絡と相互拘束の2つの事実認定が求められた。同最高裁判決が意思の連絡と相互性を同時認定し、意思連絡の存在が相互性を満たすと解する余地があるのではとの見解もある¹⁴⁾。②事件では、地裁・高裁ともに「共同して……相互に」「事業活動を拘束し」とし多摩談合最高裁判決に従う判示をした。ただし、本件のような競争者間の意思の連絡では「共同して」＋「相互拘束」型と、多摩談合最高裁判決の「共同して……相互に」＋「事業活動拘束」型で、結論に差は出ないと考えられ、同最高裁判決の意義や射程は、本判決では未確定と理解すべきだろう。

四 基本合意対象と一定の取引分野について

本件では、3業務の独立取引対象からなり、②③業務が随意契約とされた（後続する個別入札がない）1回限りのイベントで、3物件を1合意対象・一定の取引分野と認定した点も特徴である¹⁵⁾。これに関して、③事件控訴人は、談合期間中に②③業務を随意契約とする旨が確定しておらず、合意対象外で、一定の取引分野に含まれないと主張した。③事件判旨は、本方針の把握・受注を期待した基本合意参加等を理由に、各事業者が本方針を前提に相互協調行動を取る意思を共有し、②③業務を含む合意認定に誤りはないとする（②事件判旨も同様）。

一定の取引分野に関し、③事件地裁判決は、合意時に各事業者が、①業務受注事業者による②③業務受注可能性が相当程度高いことを前提に、相互認識・予測の上協調行動を取る意思の共有が認められるところから合意対象の一定の取引分野に②③業務を含む認定を容認する。意思連絡対象と一定の取引分野の範囲は、ハードコアカルテルでは通常同一で、解釈実務も定着している。談合対象と異なる取引段階の事業者が意思の連絡に参加

する場合、その取引段階を含めて一定の取引分野を画定した事案もあり¹⁶⁾、意思の連絡対象として複数取引段階が含まれている場合、複数取引段階を一定の取引分野としても問題はなく（本町化学事件判決・東京高判令6・10・16公取委HP）、判旨は妥当である。

●——注

- 1) 郵便区分機談合事件・東京高判平20・12・19審決集55巻975頁。
- 2) 大石組事件・東京高判平18・12・15審決集53巻1000頁。
- 3) こだま寿司事件・公取委勧告審決昭43・5・10審決集15巻5頁。
- 4) 福野段ボール審決取消請求事件・東京高判令5・6・16審決集70巻387頁。
- 5) 斎藤高広「判例評釈」公取896号（2025年）62頁（①事件地裁判決評釈）。
- 6) 元詰種子事件・東京高判平20・4・4審決集55巻791頁。
- 7) 東洋シャッター事件・東京高判令5・4・7審決集70巻57頁。
- 8) 談合参加者間の直接接点希薄な中で媒介者と参加者のやり取りを中心に、意思連絡を認めたことに本件の意義があることは重視されるべきであろう。白石幸輔・重判解1623号（2026年）200頁（①判決評釈）。
- 9) 斎藤・前掲注5）61～62頁。
- 10) 淵川和彦「米国反トラスト法におけるハブ・アンド・スポーク型協調行動規制」『経済法の現代的課題 舟田正之先生古稀』（有斐閣、2017年）157頁。
- 11) 河谷清文・NBL1297号（2025年）113頁。
- 12) 本件認定の適切性に関して、意識的並行行為との差異を検討したものとして、白石・前掲注8）200頁参照。
- 13) 萩原浩太・ジュリ1609号（2025年）109頁（①事件地裁判決評釈）は、①事件地裁判決も実行為につき先例の刑事事件判決と同様の立場を取ると指摘する。
- 14) 和田健夫「相互拘束について」青竹正一先生古稀記念『企業法の現在』（信山社、2014年）648頁。
- 15) 1回限りの入札での談合における一定の取引分野画定の可否及び行政・刑事での取扱いについて、林秀弥「入札談合と市場の画定」神戸市外国語大学外国学研究94号（2022年）53頁。判示検討対象外だが、この点に関しても判旨の結論は妥当である。
- 16) 社会保険庁入札談合事件・東京高判平5・12・14審決集40巻776頁。

●——参考文献

- 長谷河亜希子「ニュースで学ぶ経済法——五輪談合」法教539号（2025年）17頁
若林順子・ジュリ1620号（2026年）6頁（①判決について）